

聖徳太子論考

長沼, 賢海

<https://doi.org/10.15017/2244044>

出版情報 : 史淵. 100, pp.11-30, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

聖徳太子論考

長 沼 賢 海

一、凡夫太子と仏子勝鬘

五十年も昔のこと、老生の若い頃、科学する、哲学するという新語が流行した。その頃ある集会の席上、井上哲次郎先生が頻りにこの新語を使って何か論ぜられた。追て三上參次先生の番に、井上先生の哲学するという用語を厳しく批判した。当時、事務席に小さくなって聴いていた私は、三上先生の批判に賛成し、わかったようでわからない流行語であると思つた。しかし今にして考えると、この昔の新語ほど聖徳太子の政治・学問に対する態度の好適な表現はあるまい。朱子学者の主張する規範、徳、実践の三論の中心をなすものは実践であるという。実践論の構成は種々に説かれるが、その中核をなすものは省察であると思う。省察は仏教でいう改悔、懺悔であらう。太子は正しくこの実践論の実行家であり、陽明学では知行合一致と説く。行を別にして知はなく、行によって初めて真の知が生ずるといふが、太子ほどの知行合一致家はないのではないか。

太子は単に太子の位、摂政の職に携わつた人ではない。太子して止まず、摂政して止まない人であつた。一切の新科学

を設置するや、必ず科学して止まなかった。三経の疏を製したのは、三経するためであった。十七条憲法の制定も政治や社会のためではなかった。自ら憲法するためのものであった。仏教もし、懺緯説もした。辛酉、甲子の革命を実行したのがその証である。推古天皇の十年曆法、天文、地理、遁甲、方術の書が献ぜられた。太子はそれぞれ専門の担当者を選んで学習せしめた。そして早速天文・地理の実検場として、今いう気象台のような設備を設けて、天文気象の記録をつけしめられたようである。推古紀以前には天文・地理など気象に関する記事はほとんどない。しかるに推古天皇十年以後、その後の天皇紀には気象に関する記事があらわれる。

推古天皇二十七年十二月赤氣、長一丈余（慧星の出現か）、三十四年三月降霜（晩霜か）、正月桃季華（暖冬異変か）、六月降雪、三月ヨリ七月にかけて霖雨、三十六年三月三日日蝕、同年四月十日電零、翌十一日電零等の記事あり、日蝕、降電の記事は、月日を明記してゐるのは、その頃の気象日記があつたことを証する。以上天文気象の歴史を特に述べようというのではない。太子の学問に対する態度を諒解するためには、最も簡單明瞭な事実だから、言及してみたに過ぎない。太子の経疏製作の態度につきては、花山氏は太子の法華経疏および勝鬘経疏の研究についてしばしばこれを指摘している。夙に園田宗恵師は「聖徳太子」（聖徳太子全集）の中でこの点を主張している。花山氏は太子の法華経義疏に「在於修撰其心、安住不動、如須弥山」とあるを釈して「分別心を顛倒するに有るに由る、故に此れを捨て、彼の山間に就いて、常に坐禅を好む、然れば則ち何の暇か此の経を世間に弘道せん」（花山信勝校訂・和訳本）とある。花山氏はこの文を指摘して太子の仏教は実践道をもって一貫せる仏教であると論じている。

思うにすでに法華経の提婆達多品に文珠と智積の問答中に、智積が文珠に問ふ文に

此の経は甚深微妙にして諸経の中の宝、世に希有なる所なり、頗^ニし衆生の勤加精進し、此経を修行して速かに仏を得る、有りや否や（国訳大蔵経本）

太子は法華經を修行したのである。そのために講讚をし、そのために疏を製した。故に經文の解釈も自分の会得し、修行する能わざるところは、解釈を避けているのである。方便品の「如是本末究竟」の疏に

文を釈する亦微細にして煩広なり、但し愚心及び難し、故に尽くは記さざるなり、則ち所謂の闕いて明かさざる所なり
(花山氏訳本)

とあり、進んで法華經し能わざるところを敬遠していることを自白しているのである。こうした点で深く感心することが、太子の同經義疏によってうかがわれることがある。法華經第四信解品はある長者の子が父の許を離れて五十年、窮児となつて流浪しているところを發見されて二十年、この間長者があらゆる策を尽して終に彼を家につれ帰るといふ方便の譬諭である。その一節に次のようにある。

爾時窮子^{グウシ}、先其の賃を取りて、尋いで与に糞を除ふ、其の父子を見て慙み之れを怪む、又佗日を以て。窓牖の中より、遙かに子の身を見れば、瘦憔悴して糞土塵塗汗穢不淨なり、即ち瓔珞細軟の上服、嚴飾の具を脱ぎて、更^ウに麤弊垢膩の衣^ウを著、塵土に身を塗し、右の手に除糞の器を執持して畏るる所有るに状れり(国訳大藏經本)

右本文に関する太子の疏に

(前略) 更著麤(麤)弊垢之衣「塵土全身」と者^{イフトコロ}言ろ凡夫たる太子の身を示して現はれ、九十八使に同ずとなり、「更」と言ふ所以は、長者は昔日穢を服して家事を作し、而後貴を著して坐に居せり、而して今將に諸子を教へて家事を作さしめんと欲するが故に、更らに其の穢を著す、故に「更」といふ、内合すれば、如^ウ來^ウは^ウ既^ウに^ウ凡^ウ夫^ウの^ウ色^ウ身^ウを^ウ棄^ウて^ウて^ウ已^ウに^ウ萬^ウ德^ウの^ウ法^ウ身^ウに^ウ登^ウれ^ウり、而して今將に物を仕せんと欲して更らに凡夫の形を示したまふ故に「更」と云ふなり(花山氏訳本)

右文中に凡夫太子とあり、後文に如来既に凡夫の色身云々とあるから、如来の太子(悉達太子)時代を示すと解し得ない

こともないが、それにしても余りにも曖昧である。因て法雲の法華經義記を見た。法雲の義記は太子が常に本義として依拠するものである。それに

更著鹿弊垢膩之衣、此一句对第三嚴身之具、示無有相好、悉達太子凡夫之體。

とある。太子は「悉達太子凡夫之體」とあるのを、悉達の二字を削り凡夫太子と改めたのであることがわかった。而してこれには無意識の省略とは思われない。太子自身をして悉達太子の責任を負わしめたのであろう。こうした太子の主観を考慮しない第三者の客観では悉達の二字を削っては意味がすこぶる曖昧に感ぜざるを得ないのである。太子は日本国を生んだ人である（日本紀に太子「以玄靈之徳生日本国」とあるのを、日本国に生れますと訓ずるのは同意し難い。今日日本国を生むと解する）。花山氏の説明によればさらに以下は太子創作の自疏の文である。そしてそこには如来が衆生を済わんがために凡夫の太子に還った所以を説いている。太子は日本国を生むためには、悉達太子の救世の誓願を身につけなければならぬと考えたのではないか。こうした微細な自己主張の注釈は、太子の身分にある豊耳皇子でなければなし得ざるところである。このことは三経疏は後人の作であるとか、顧問僧や助手僧の代作であるとかいう説を打破する一根據にもなる。なおここで凡夫太子とある点を重視しなければならぬ。太子の法華經疏にも、勝鬘經疏にも凡夫または外凡夫、内凡夫等に関する教学的の説明があるが、ここでは太子の単なる人間反省の凡夫を示したものであろう。十七条憲法の第十条に「我必非^レ聖、彼必非^レ愚、共是凡夫」とある凡夫と同様である。親鸞の教える本願他力に救われる根本条件である他力の自力の自覚の凡夫と相通ずるものがあるように思う。

太子の凡夫太子の自称に関して、太子自ら「仏子勝鬘」と号したという伝説を紹介しておきたい。私記に「太子者勝鬘婦人也、太子自宣^ニ仏子勝鬘^ニ云」とあり、また太子の名を「勝鬘云、或太子云」とある。また聖徳太子伝には、さらに右の伝説を拡大している。太子十九歳の条に

太子奏ノ曰、吾有_レ本名、曰勝鬘、不可改_レ之、其故、我昔天竺舍衛國波匿王ノ息女、勝鬘夫人タリシ時、依_レ孝養父母功德、転_レ五障三従身、於_レ三尺迦如来ノ前、已_レ預_レ普光功德山王如来之末来成仏ノ記荊、爾時ニ吾_レ發願撰受_レ正法之大願、故託_レ生天竺震旦日域、弘_レ仏法、利_レ衆生、依_レ此本縁、世々生々多_レハ名_レ勝鬘、今亦如_レ是、当来受生時モ亦復爾也トゾ自称シ給ケル

とあり、前にも述べたとおり、太子が法華経するため同経疏が出来、勝鬘夫人するため同経疏が出来たのである。以上の伝説は間違いない太子の自信を察して太子自ら仏子勝鬘と自称したというのである。前記凡夫太子の自称と関連して味わうべき伝説である。扶桑略記に、天平勝宝元年、聖武天皇并戒を受け、勝満と名づく_レとあり、太子に倣_レつたものが、猶勘えたい。

二、観音経の疏を製す

観音経は法華経の第二十五章、すなわち観世音菩薩普門品を別行したもので、これを単に観音経、または観世音経という。したがって親の法華経の種類によって、普門品も異同あるべきである。聖誓鈔に

太子先自所持ノ真経ニ八相ヲ出セリ（中略）

廿八品提婆品在_レ之、普門品偈有_レ之、同法ノ経書アリ唐代長壽三年_甲云々、孝徳御宇ニ当ル、授ノ時ニ後書云歟とあり、法華経の種類によっては、普門品の偈のないもののあることを説明している。

また古くから印度をはじめ、西域諸国および中国は勿論、塞外諸民族語にも訳されているというから、異本も自ら多いようである。「真阿宗測上人の著作開版書目並びに解題」（天台学僧宗測の研究）に「観世音経一巻。原本は重頌なき本で、入唐僧所伝の六朝時代の遺本として貴重な經典」云々とある。この本には頌偈のないことを特記してある。また同目

録に「観音経考異二卷」がある。宗淵はひろく異本を集めて異同をくらべたものである。いまだこれを見習う機会をもたないのを遺憾とする。梁の僧祐の三蔵記集録第二に「祇多宝訳出経普門品経一卷闕く。右一部凡て一卷、西域沙門祐多蜜出す所のものにして、伝に晋の世に出だすと云ふも、未だ何れの帝の時なるやを詳かにす」（国訳一切経本）とある。考えるに、六朝時代すでに単行観音経の行なわれたことは前記宗淵の紹介した六朝時代の遺本のこと参照して明らかである。

宋の曇無謁が中天竺界に向かう途上、常に観世音経を念じていたがため、猛獸猛鳥の害を遁れたといわれた。（梁高僧伝、釈曇無謁伝）また宋の僧洪は常に観世音経を誦じ、念じていたので捕えられて拷問されたが、彼がかつて夢で鑄造した彼の守観音の銅像が身代わりとなったので受刑を免れた（梁高僧伝十三、僧洪伝）と伝えられる。東魏の時、定州に孫敬徳という者があり、常に観世音菩薩に仕え救苦観音経を誦じていた。時に捕えられたが、これを処刑しようとした有司の刀が三度折れた。彼れ家に帰って奉ずる所の観音像を見ると、三刀の痕があったという咄がある（釈氏稽古略二）。観音経の中国に普及し始めた頃の形勢を察すべきである。

つぎにわが歴史を考えるに、日本紀時代には観音経は余り普及しなかった。日本紀に最もよく現われる経は、金光明経（天武紀、持統紀）、ついで金剛般若経（天武紀）、無量寿経（孝徳紀）等である。しかるに天武天皇の病いが重くなると、諸王臣が観音像を造り、大官大寺において観音経を説かしめ、僧尼百名を宮中に集めて読経せしめた経の中に観音経二百卷があった（日本紀）。奈良時代になると観音経がようやく普及し、元正天皇の六年、太上天皇のために、諸経とともに観世音経二百卷を写さしめられた。聖武天皇五年六月、皇太子の病いのため、観音の像百七十七軀、経百七十七卷を造って、礼仏転経せしめられた。天平十二年、藤原広嗣の乱あり、百姓を安ぜんがために、国別観音像一軀、高さ七尺を造らしめ、観世音経十卷を写さしめられた。息災延命、天下和順を祈る菩薩として、経巻として、観音および観音経が信仰

されるようになったことがわかる（続日本紀）。日本靈異記に豊前国宮子（都）郡の少領の小子が、幼稚にして観世音経を写した咄がある（同書上ノ三〇）。また紀伊国名草郡の巨勢皆女が病いのため薬師、磐若等の経とともに、観世音経二百巻を読んで平復した咄がある（同書下ノ二四）。そのほか観音経に言及する記事がある。

正倉院文書十一、十三、十七、二十三巻等に観音経が見えている。第一巻の天平六年七月二十七日付けの優婆塞貢進解の誦経目錄に十二経を列する中に「観世音経」あり、天平四年三月二十五日付けの僧智音の解の誦経目錄の中に「観世音品」があるが経といわずして、品とあるのが注意される。これらによって初歩的な修行として、観音経が誦誦されていることがわかる。

観音経の普及を以上の如く考えたが、単行の観音経が蔵経の中には列せられていなかったらしく、大正大蔵経の目錄の中には、法華経の一部として紹介され、別行の観音経というものの存在はないようである。

空海の御請来目錄、常暁の常暁和尚請来目錄、円行の請来経仏具目錄、円仁の新求聖教目錄、円珍の智証大師請来目錄、宗叡の請来法門集目錄等を見るに、特種観音の経巻または神咒、修法儀軌の類はあるが、観音経の単行本も観音経の注疏も見当たらない。

観音経の和漢における普及について右の如く考えた。さて大正新修大蔵経（三十四）智顛説、灌頂記の観音玄義二巻、同じく観音義疏二巻あり、また智礼の観音玄義記四巻および観音義疏記四巻がある。これらが観音経疏の最も古いものであるが、そのつぎにあらわれるのが聖徳太子の疏である。実はこの疏について考えんがため、以上経および疏についての来歴を述べたのである。太子の疏というものは、正倉院文書十二、天平勝宝三年九月二十日「写書布施勘定帳」の中に「疏合二百六十四卷」をあげ、法華経、勝鬘経、弥勒経、葉師経等の疏とならべて、「十一面経疏一卷」のつぎに

観世音疏 一卷 上靖宮王撰

とあり、音の下に経字を傍書したのと「靖」字を「上」と訂正したのとは同筆であろう。この訂正補注があるのでかえって右の記事の真实性が高まるように思う。太子の法勝二經の疏については、正倉院文書にそれぞれ六回扱われている。ところが太子の維摩經疏は一度も扱われない。故にただ一度扱われているだけであるが、太子の觀音經疏は法勝の二疏と同様に、日本の一切經（大藏經）内の章疏として考えられたのであろう。だとすれば維摩經疏はわが国の一切經内からはずされたものと考えられる。これはなお十分考查を要する重要な問題である。後勘を期する。

ここに問題とすべきことは、太子の法華經疏と觀音經疏とは、いかなる關係上にあるべきかである。太子の法華經疏は第十七章隨喜功德品以下は疏の分量がこの以前と比べて甚だ少ない。花山信勝氏著岩波文庫の同疏は、太子が準拠された「本義」の文と太子の自疏とを比較して、太子創作の自疏の部分を明確に区別してある。それによれば、第十七章以下には太子の自疏はほとんどないというに等しいのである。しかるに太子は普門品だけは全品にわたって自疏を加えている。この品の太子の自疏は五段あり、その第三段が最も長い。そしてそれは本文冒頭の無尽意菩薩が、世尊に対して、何の縁によって觀世音と称するかの質問の一段に対する自疏である。しかるにその疏の内容は本文の数段の後の分に対するものまで含まれており、四段、五段の自疏と前後している觀がある。以上二点から考えて、觀音經疏がさきに製せられ、のちそれを法華經疏に移されたように思われる。以上素人の憶説に過ぎない。仏教専門家の示教をまつ。

太子の觀音經疏に関連して、法華經疏の四卷疏の出来た沿革を考える必要がある。聖徳太子伝曆下卷（大日本仏教全書本）に「此法華經考一本無經字五卷義疏、名上宮疏、是則殿下入定之時也、太子微笑而默」とある。これだけでは、太子の法華經疏に四卷、五卷の広略のあったことが判明しない。以下さらに考えよう。

正倉院文書（二十四卷）「写事律論疏章集伝等帳」（天平十五年の条に収む）の中に

法華經義疏一部十卷 欠第五局
二百五十七張

とあり、また「写未写大乘経論疏目錄」（天平十八年の条に収む）の中に

大乘経并論疏名无名宮目錄并名在未写

の条あり、それに

「反」「請」法華義疏一帙十卷 欠第五无本
見九卷

「請」法華経疏一帙四卷「今返」上宮王撰帙一枚

とある。同文書に太子疏四卷の取扱われていること六度であるが、その都度必ず「二欠」の注があり、一度は「常二欠」とある。今一々文書を指摘することを略す。一度だけ右目錄には「一帙四卷」とあり、その下に「今返」とあるから、あるいは法隆寺の草本か、あるいは他の伝写本を借り入れて四卷疏の完本を写したものと思われる。しかし問題はその前に列記した十卷の無名疏である。「欠第五無本、見九卷」と注してある。あるいは太子の四卷疏の二卷の欠けたものの十卷の広疏で、自ら第五卷が欠けているのではなからうか。今かくの如く推察する理由は太子の法華、勝鬘の二疏、ことに法花疏に五卷、または四卷の広略の二本あり、しかして五卷を後疏といっているから、若干卷の広略の前疏があったこととなる。それが右の十卷疏ではなかったかと思うのである。今法隆寺顕真得業の聖徳太子伝私記 亦名古今
録抄目（大日本仏教全書に収むる古今目錄抄は、本書の抜萃である。今聖徳太子全集本に拠る）は同集本の同書の解題にもあるように、鎌倉時代の記録であるが、多くの太子に関する古伝や史書を載せている。伝暦や補闕記、法王帝説等の遺漏を補っている。太子研究には最も貴重な文献であろう。それに

太子御製作草疏日記、法花四卷 御草本在三舎
利殿一名三後疏、今此疏者、自百済国、所渡不依経、籠夢殿、以御魂取寄給依

御経令草給、七卷廿七品也、无提婆品与観音品之世尊偈之尺、妹子将来経卷、自百済国所渡同也、付此経、令作五卷疏、御魂渡之時置衡山給、於此疏者、草本并写伝本共、我朝不知所在（傍訓、傍注略す）

但自伝大唐云々不可在日本敷

とあり、このつぎに太子の勝鬘經の疏に広略あることおよび維摩經疏に関する記事あり、勝鬘經疏に關し、正倉院文書に取扱われていることおよび六回ある。花山氏の勝鬘經疏の研究は詳細にこれを説明してあるから、今ここでは触れず、専ら法華經に關する部分について考へる。さらに同私記に法華經疏に關し、

此四卷疏、御草本題目下云、此是大委國上宮王私集ハフガキニマカス、此人篇誤也、此大委國云義、上宮王私集、

非海彼者、此非自唐土之本云義、今此疏者似天台、似三輪、以光宅寺雲法師疏、為本義云々、然而難

取何宗云々、

五卷疏能可尋云々、此名略疏、卅四才、法華講讚之時、略作此疏、故則前疏也（以下勝鬘疏のこと略す）

但四卷疏上官後疏云是也自一卅二癸酉正月八日、始作略疏、至三次歲甲戌製畢、并諸番（蕃カ）法師義理、悉乘之

とあり、大委國云々のことは今の御物草本法華經疏の第一卷の内題に「法華經義疏第一」とあり、その下に「此是大委上宮王私集非海本」の注あり、これは後人の追記で、書風も字劃も本文と異なる。恐らく奈良時代に、法華勝鬘の二經疏を唐國に渡

す本に書かれたものを御物の草本にも追書したものと愚考する。今これは問題ではない。太子法華經疏に三種あり、五卷疏を略疏といっているから、その五卷疏の元になった広本があったとしなければならぬ。その十卷疏から五卷疏を作ったのであるから、五卷疏を「上官後疏」といっているのである。

聖徳太子全集に収める「聖徳太子伝」は鎌倉時代になり、太子をわが国念仏宗の元祖と信ずる説が全卷に説いてあり、太子伝研究には重要史籍ではないが、それに「太子四十四歳御時」の段の冒頭に、

春之頃、製法華經ノ疏、是名上官王ノ後疏、已前五卷疏に、釈法華ノ大綱畢、今年又四卷ノ疏述委細ノ義也、

此疏既渡震旦弘通云々（傍訓略す）

これによると、十巻疏、五巻疏は四巻の完成疏の草稿的な、今いうノートの類であったように諒解される。そしてこの記事で、太子の疏に五巻本のあったことは、長く鎌倉時代になっても常識となっていたことを説明するのである（前記伝暦の文参看）。さらに太子が四十四歳の時後疏を作られたという事と、顕真の記録に「卅四才」^三略疏を作り、「卅二酉四月八日始^レ作^レ此疏」（四巻疏）、次歳甲戌製畢」とあることを併せて考えたい。後者は四十春のこととし、前者は卅二または卅一から始めて翌年完成するとあるから、ここに二、三年のズレがあるようであるが、後説のくわしい伝に従うべきである。恐らくそれより数年の前の講讃の際、取敢えず五巻疏を製したのである。この点を考えると五巻疏製作の若干年前に講讃の機会があり、その際十巻本の疏が作られたものと思考する。

右に論ずる如く太子の法華經の疏は、しばしば行なわれたと思われる講讃の都度の覚書用の私記であるから、義疏というほどの著作名はなかったのである。故に正倉院文書には常に法華經疏とあり、法王帝説、思託の菩薩伝、補闕記、伝暦等にもみなただ疏とあって義疏とはない。太子自信も義疏とまでいっておられなかったであろう。東大寺の写經所で一切經中の疏として取扱う必要以上、義疏と改名したのであろう。ことに御草本と称せられるものの第一巻の内題に「法華經義疏第一」とあるのは追記であることは前に述べたとおりである。あるいは唐に伝經の時の対外的名称であったかも知れない。

太子の法華經疏の成立するまでの由来を考えて太子の観音疏の性格に及びたい。一体太子とこの經とのつながりのあるほかには、太子とこの經との交渉の伝説や縁起はほとんどない、これと反対に太子と観音像との交渉は一朝一夕に述べつくすことの出来ないほど多くの観音像が遺されているのである。今この考えて関連する事実を後段に略説したい。いずれは再び詳説したいと思う。それほど観音像に縁の多い太子が、法華講讃とは別に、普門品すなわち別行観音經の講讃をされなかったとは想像できない。だとすれば、その時のノートが遺らないということはむしろあり得ないのではないか。

私記の法隆寺年中行事の中、上宮王院礼堂の部に

毎月十八日於_三礼堂、法花講讀一卷、(傍注略)観音講式一座、五師成業(傍注略)散花寸揚(下略)
所作也

但正月十八日観音講、其朝於_三正堂被_レ行_レ式(下略)

とあり、また

次六月十八日蓮花会(中略、但し同会の参賀者の事なり)講經法花六卷、毎月十八日観音講_レ經、此会用也

とある。毎月十八日には、法華經講讀とともに、観音經の講經が行なわれている。右は私記に伝わるところであるから、平安・鎌倉時代の行事であるが、それが太子時代からの行事の遺法であるかも知れない。

三、夢殿と太子像

法隆寺の東院を上宮王院といった。七大寺惣檢校顯真の太子伝私記(聖德太子全集本、以下「私記」と略称す)に「上宮王院者、太子御住所、故名_三上宮王院」とあり、三代実録太上天皇(清和天皇)紀に「法隆寺東院、是聖德太子所_レ居、堂宇旧存云々」とあり、この時、大修繕が行なわれるのである。しかして同院は蘇我氏の乱に焼け、その址も甚しく荒廢してしまったのを、行信が再興した。その一部が今に遺っているのである。仏堂の配置、建築構造など純然たる仏寺様式である。それが太子時代の日本人の住居としては考え難い。多年これを問題としていた。ところが先年同院を解体して大修繕をする際、地寺を發掘調査した結果、柱の根が掘り出され、同院は最初は古来の日本建築様式で掘立て式であったということが明らかとなり、太子の常の居住御殿であることに對する疑問が解けた。それはそのはずであって、同じく發掘調査されている平城宮の諸殿にさえ、柱の根が多く發見されているのである。平城宮の建築に比して、藤原京の方が唐式に整頓していたらしい。

それはとにかく、上宮王院が太子の居所であったということを、さらに確かめてくれることがある。すなわち同院の近くに太子の居所があったということが左の私記の文によって説明される。すなわち私記の舍利殿に関する記事の中に、

今案、太子御所等、此御舍利殿北面、東西分齊也、其所以者、舍利殿修造之時、舍利殿辰巳の角南方一丈餘行、東廊内フルギ與石壇之際、門古柱一本掘出、西一本、東一本、其間一丈餘也、其時人、昔宮門柱思、面々住恋云々
とあり、舍利殿の近く、その辰巳（東南）の方に太子の御所があったという説を伝えている。所在地はわからないが、これとは別に太子の葦垣の宮のあったことが、同じく私記に記録されている。舍利殿の東南の御所というものと同じものかわからない。すなわち私記に

或説云

○次当上宮院辰巳方、行八九町分齊、有瓦葺之堂、名幸堂（今法隆寺町の東に幸前あり）、昔太子居住宮、名アシカキ葦垣宮、於此宮御入滅也、自此宮科長御葬送也

これが太子の常の御殿すなわち寝食の御殿であったのである。なおこれに関連して太子の同穴の妃といわれる膳姫の在所も、この辺にあつたらしい。私記は太子の妃蘇我氏と膳氏とを混同している。

太子妃者只二人（三人の誤り）高階者、蘇我大臣女子也（誤伝である）此姫又云膳妃也（中略）高橋者葦垣宮東在之、其所（膳姫の）御所也（下略）

或云、高橋妃者、此妃為小壯之時、着紺衣服、遊高橋高橋者、葦垣之東太子自橋寺還給、此女御覽、食寄為妃給

とある。膳氏は皇室食料に深く関係ある旧族である。天武の十二年に膳臣を改めて高橋朝臣を賜わることあり（姓氏録）、

同朝に膳臣摩漏が功あり、死に臨み厚く賞せられる事あり、その後朝臣賜姓のことあり（日本紀）、当時なお皇室食料の運営を任務としていたようであり、その一族にして高橋にあるもの、高橋氏を称せしめられたのであろう。膳妃の父加多夫古（上宮記、法王帝説）（私記には膳三種の女とあり）の徳により、その女が太子の妃になったのであろう。その居が太子の葦垣宮の東の高橋にあったのであろう。以上の上宮王院の近くにあった諸殿を考えれば、上宮王院外における太子の人間生活が浮かび上がるように思われる。

私記に膳氏について次の伝説がある。

生年十五^丙四月八日、從^三百濟国^一始調子丸^〇、用明天皇皇后共対^レ丸^〇曰、汝太子奴婢也、自^レ今日^一後不可^レ離^レ與、即

皇^レ后共命給、入胎、住胎、出胎之後事、悉授給畢、後々調子丸語^〇膳臣^〇ニ云々

とあり、太子妃が膳臣の女であることから起こった伝説であろう。調子丸というのは半島から来て太子の近侍の一人となつたものであろう。また同書に「膳臣住宅、法琳寺丑寅五六町、法起寺西北角也」とある。前記葦垣宮の位置と一致するかわからないが、この伝説は膳臣が東院の近くに居住し、皇室に近仕していたものであることを語っている。今法隆寺町の東添上郡樺本の部落に高橋あり、式内高橋神社の旧地高階の地である（地名辞典引く、神社史料）。膳氏の古くからの土着地であらう。雄略記八年に膳臣斑鳩あり、欽明紀六年に百済に使わした膳臣巴提あり、膳氏史中の人々であらう。

聖徳太子伝記（聖徳太子全集）に

太子卅歳御時、於^三大和国斑鳩ノ村^一、始造^レ宮、今法隆寺東也、依^レ所名^三斑鳩宮^一、其構雜木葦葺廬垣也、仍又曰^二廬宮^一也、或人諫^二太子^一曰ク、君ハ是己一天儲君、万機ノ摂政也、宮室甚卑シ、請改作^レ之（下略）

という説あり、東院と葦垣宮とを混同した説かと思われるが、東院が古来掘建式建築であつたという発掘調査の結果と一致する伝説として一考すべき史料であらう。

太子の上記の如き常の御座所から見れば、上宮王院は太子の居所としては表御座所にあたる。平城・平安皇居に比すれば、上宮王院は紫宸殿にあたり、葦垣宮は清涼殿にあたる。近年明らかになった若草古寺は大極殿にあたり、法隆寺は王家から解放された公的な根本道場たる学問寺であつたらう。東院は天平改築の時、旧時の堂宇の配置を保存したのではないか。夢殿および伝法堂（もと講堂という）と一直線に向かいあつてゐる間に、舍利殿と絵殿の同殿の一字あり、夢殿の前（南）に礼堂がある。

私記に法隆寺年中行事の条（専ら東院に関するものである）で、上宮王院の正殿における行事が大部分であり、つぎに礼堂および舍利殿で行なわれる行事があげられており、肝要な講堂および絵殿で行なわれた行事というものがあげてない。といふことは、創建当時の講堂や絵殿の利用性が失われたからである。私記の此の行事は恐らく平安時代中頃のことを伝えたものであろうが、勿論中には太子の時からつづいてゐる行事もある。愚者かつて「聖徳太子と夢殿」（小著日本文科史研究所収）の一文を稿し、六朝時代の仏教王国を予装した浄土曼荼羅図（巴里ギメー博物館蔵）によつて、王院の建物の配置図を作つて、上宮王院の配置図を考ふるための参考としたことがある。こうした仏教王院の様式が新羅の法興王や真興王の王院に模せられ、それが太子時代にわが国でも倣われたものと考へたのである。六朝時代の曼荼羅図の中には上宮王院の障子や屏風、または天寿国曼荼羅の絵中の婦人の座像や堂宇の建築様式が、不思議なほど似てゐるものがある。本集にもし余白があれば、余興として昔のノートから取り出して紹介したい。

上宮王院の性質を右の如く考へてきたのは、実は夢殿の性格を詳かにしたいがためである。同王院の中心は勿論夢殿である。この堂はもと四角であつて、蘇我氏の乱には焼失を免がれたという説（私記）もあるが、勿論誤りである。多角堂は六朝時代に流行した一つの建築様式であるらしいから、夢殿は創立当時から八角堂であつたらう。正式には夢殿は上宮王院の正堂である。私記に延長三年同院の西室が焼失した時の記録中に、夢殿を「正堂之救世観音」または「本正蒼院」倉

ともあり、また私記の冒頭に「上宮王院者、太子御住所、故名上宮王院、見二卷即鶴宮也、傳二卷於三聖堂、御夢殿有二三説、或自太子御世八角、或云聖武帝之時、改被成八角、昔方角殿宇云々」とある。八角説をとるべきこと前にいうが如し。王院の正殿を尊称して聖堂ともいったことがわかる。後世孔子を安置した廟を聖堂というが如く、太子廟すなわち太子像を安置するが故に聖堂と称したのであろう。

しかして通称夢殿の名の起りもすこぶる古く、菩薩伝に「菩薩（太子）兼時、入禪定、或時一日、三日、五日、干時世人不知禪定、但言太子入夢堂」とあり、しかし日本書紀、補闕記、伝暦等には夢に金人が現われて太子の不解之義を授くとあり、夢殿の名称はないが、金人云々の伝説から、奈良時代には夢殿が通称となつたのであろう。この正殿の性格は単に太子像を安置するための御殿であつたろうか。本尊観音に関する究明を後にして、先ず堂の性格を考えたい。

上記夢殿の伝説を歴史事実に戻元すれば、太子が三経疏製作など学問上の研究の場所であつたということにならないか。ここに参考したいことがある。太子が疏の選定に当たり、常に基本的指導参考書となつた諸疏はみんな光宅等の梁の三大法師など梁時代の高僧の仏教であつた。いわば梁の如きは太子の理想的仏教王国であつた。ここに考え及ばなければならぬことは、梁の武帝の太子昭明太子は太子の理想的人物であつたのではないかということである。梁書太子伝を読むと、聖徳太子伝を読むが如き感がある。太子の文化事業に関する部分を紹介したいが、今その余裕がない。彼は少壮にして学問を好み、その神童的性格もすこぶる能くわが太子に似ており、著術の多きこと、徳望の熾んであつたこと、三十一歳という短命であつたこと、死後における民衆の追慕の風景など、両者ほとんど一致している。今ここで紹介したい点は、梁書（巻八）太子伝の一節に

太子亦崇信三寶、遍監衆經、乃於宮内、別立慧義殿、專為法集之所、招引名僧、談論不絶、太子自立

三諦法身義、並有新意。

とあり、ここに仏の三身論に新説を立つということがある。太子三経においてしばしば新義を立てること、先学諸氏の指摘するところである。ここに多くの参考書を集めた慧義殿は書庫でもあり研究室でもあり、今いうゼミナールでもあった。太子の王院の中心であった夢殿はこの慧義殿と同じような性格を有していたと思う。あるいは聖徳太子は昭明太子を倣ったのではないかといっても過言ではないような気がする。

ここで最後の論考は夢殿本尊は太子像ではなかったかという疑問である。およそ法隆寺ほど飛鳥時代の観音像の多い寺はない。中でも著名なのはこの本尊のほか、大宝蔵殿の百済観音、中宮寺（今は独立の寺となる。）の如意輪観音、東院舍利殿の夢違観音の四体である。夢殿本尊はいつの時代からか秘仏として拝ませないことになった。平安時代に本尊の前立観音像を安置したのは、本尊の秘仏性を強化するためであらう。この秘仏が太子像であるという説は平安時代になっても消えていないのである。私記に

今此夢殿之内、安_二等身救世観音像_一、○今世並昔日不知_二真體_一、或云_二俗形御大刀帶せ給_一、此太子即
躰奉案敷（下略）

とあり、この像の救世像か、又は如意輪像かのことを考証し、救世観音・如意輪といっている。奈良時代末期から平安時代になり、密教の修法義軌の類が伝来し、諸仏、諸菩薩、諸王、諸天の形容が定められた。太子の時代の観音像を密教義軌の規範をもって判定することは危険ではないか。

明治三十八年三月初めて法隆寺を見学し、以後数回同寺内の諸観音像を拝している。中宮寺本尊の真善美を完全にあらわしている有難さは拝む毎にその感を増す。それにも増して險に深く刻り込まれた様に拝んだのは太子像であるという夢殿の観音像である。明治三十九年三月末、夢殿内陣の補修工事中の事であつたらうか、この像が殿外の空地に新菰を敷き、その上に仰向けに臥かされてあつた。修学旅行の同窓七、八名と共に像を囲んであちこちから拝んだ。そして関野貞先生

の説明を聴いた。当時関野先生は奈良県技師から東大文科大学の日本美術史の講師に來た。当時喜田禎吉先生は歴史地理学史の講師であった。両先生が交々支持時間に法隆寺非再建、再建論に花をさかせられた。旅行中、たまたま関野先生が奈良におられたので、高麗尺で同寺の金堂や五重塔の柱間をさして見せられた。先生の日本美術史は主として飛鳥時代の建築彫刻に関することであつて、この時も飛鳥仏の耳目の形や、衣紋の刻み方などについて説明があつた。

寺に生まれた老生は仰向けのこの本尊を拜んで感じたもつたいなさは今も忘れることができない。当時大学の二年生であつた老生は、歴史的感覚などは木石に等しいものであつたが、この像を單なる仏像とは拝めなかつた。こうした調子で千何百年も秘仏であつたこの仏像を拜んだ者は古今を通じてわれら十人のほかにはあるまい。そして関野先生はじめ、その場の関係者は勿論今は故人であり、同窓生も生き残りは老生だけである。こうした古今未曾有の縁起を記録しておくのが義務であるように思う。その節に拝した所、全体黒漆で塗り、その上に金箔が押してあつた。一見全身金光であつたやうに感じたが、今靜かに考えると、金箔の残つていたのは全体の半分ぐらいであつたらう。爾來見たこの像の模倣像および写真その他の関係史料によって以下考察したい。

すべて仏像はその本誓による個性がある。同時に仏菩薩には普遍的な仏の相がある。その割合いは七三ぐらいであろうか。しかしてこの本尊に限つて共通の仏相は二分、しかしてあとの八分も仏像的個性、すなわち観音菩薩の本誓を顯現する個性は五六分、あとの二三分は人間相であろう。体軀はこの時代特有の扁平形直立の姿勢であつて、殊さら形式的な特色というものが少ない。ところが面相にいたつては甚しき特色があり、その最も甚しきは眼もとである。大体は関野先生の常套語を用いれば、銀杏形であるが、眉尻りが上がりめである。そして目尻りは右が平らであるが、左が上がり気味である。自然眼つき全体が釣り上がつて見える。およそ仏像の眉は三日月形であるのがほとんど原則であるが、こうした特色はモデルとなつた者の特色であろう。平安・鎌倉時代を通じて太子の大小の彫刻像および繪像の多くはこの式の目つ

きである。聖徳太子全集の聖徳太子芸術部に集められている多くのものを見て明かである。また面相で特に注意されるものは、額の輪郭である。長方形で俗にいう下駄顔である。普通諸仏菩薩の顔形は丸顔か、丸長顔であるが、この像は長く、かつ両顎が張っている。これもモデルの現実性ではないか。この点に参考となるべきことは、金堂中壇の本尊釈迦像の両脇侍菩薩の像である。古来のこの脇侍について何の像かが問題となっているが、私記の次の文によって観音像と判ずべきであろう。私記の金堂西壇の弥陀三尊の記録のつぎに「又古仏并数躰在之、共皆全銅也、其中救世音二躰者、太子所造御本身」とある。

本尊釈迦は聖徳太子の病のために造られ、作者は鳥仏師であることは明らかである。以上の二体はその脇侍であろう。左右とも同型で鑄造せられたものであるといわれる。作風は本尊釈迦を造った止利仏師の直門の製作であろうといわれる。夢殿の本尊よりは手法に熟練のあとが見え、垢ぬけがしている。両者すこぶる似ているが、これには夢殿本尊の特色である目もと、顔形の特色がない。ただし、口の大きな点などは共通である。前にもいうとおりこの本尊は太子の病平癒を祈って作られたものであるから、日頃太子の信仰せられた観世音の同体像を脇侍として三尊の形式を整えたものである。夢殿本尊は両手で舍利塔を胸元で奉持している。これを宝珠と見る人もあるが、光背に多宝塔があらわしてある点および珠の構造から考えて、舍利塔と判断したい。脇侍菩薩は左手を腰にあてて宝珠を持ち、左手は胸元にあげていて本尊の両手の右上下に開いて静思する姿に対して、動的である。以上両者を比較するに全体としてすこぶるよく似ている。百済観音、夢違観音その他同寺の観音の飛鳥仏のうちで、夢殿の観音に最もよく似ている。しかも夢殿本尊の人間的な部分はこの脇侍菩薩には見られない。夢殿本尊は伝説の如く太子の理想仏を型った太子像であると判断したい。

蘇我氏の乱に上宮王院は焼け、本尊もともに亡びたと思われるから、行信再興の時、外からこの像を迎えたものという人もあるが、それは誤りであろう。法隆寺も天智天皇時代の再建であることはほとんど定説となったが、本尊釈迦薬師両

像は創建当時のものであることは明白である。恐らく寺塔は焼けたが本尊は無事であったのである。先年金堂内の火災にも諸仏像は、幸運にも外に移してあったので無事であった。すべて寺の火事は消火は第二、第三の手段で、まず本尊仏の避難を第一とされるのは現代に至っても変わりはない。本尊さえ無事であれば、堂宇は自然に復旧されると今も信ぜられている。察するところ夢殿観音は太子の時代以来、上宮王院の研究室の守り仏であったのであろう。貞観元年五月の同院補修の時に「堂宇旧存、遺像是在」（三代実録）とあり、ここに遺仏像とはなくして、遺像とあるのは、太子の遺像という意味であらう。